

平成 24 年度第 2 回新宿区特別職報酬等審議会議事録要旨

【日時】 平成 24 年 11 月 29 日（木）午後 3 時 00 分から

【会場】 区役所本庁舎 6 階 第 4 委員会室

(出席委員) 内 田 幸 次 大 熊 勝 大 室 新 吉
そめたに正明 濱 田 一 成 日 高 奈 美 子
宮 嶋 忍

(事務局) 総務部長 酒井 敏男 総務課長 木全 和人
総務係長 小澤 龍男 総務係 原田 由紀

【会議概要】

1 定足数確認（総務課長）

「新宿区特別職報酬等審議会条例第 6 条」に定める定足数については、7 名の委員の出席により会議が成立する旨報告

2 開会

3 議事録署名委員の選出

そめたに委員、日高委員の 2 名を選出

4 諮問

区長から審議会に、「新宿区特別職の報酬等の改定について」意見を求めた。

5 事務局説明

資料について説明

- ・「特別職報酬等審議会への諮問事項 事務局（案）」

- ・区議会事務局次長から、新宿区議会の活動状況についての説明

(総務課長) 諮問の具体的な事務局案として、次のとおり提案する。

- ・区長、副区長の給料及び議員の議員報酬を、現行額から 0.19% 相当引き下げる。

6 質疑応答

(そめたに委員) 現行額から 0.19% 下げることにした理由は。

(総務課長) 特別区人事委員会勧告で 0.19% 下げる勧告が出て、職員の給与が 0.19% 下がるので、これに準じて特別職についても引き下げる案である。

(宮嶋委員) 人事委員会は特別区のほかに都や国にもあるのか。

(総務課長) 23 区は統一して人事委員会を作っている。都には人事委員会があり、国には

人事院がある。

(宮嶋委員) 0.19%の減というのは、国や都と違うのか。

(総務課長) 国は全国を対象とし、都は三多摩が含まれており、特別区と給与実態調査の対象が異なる。特別区は23区内の50人以上の事業所を選定して調査を行っている。

(内田委員) 23区では議員などの報酬額が区によって違うが、統一された交渉はあるのか。

(総務課長) 職員は23区統一してやっているが、議員などの報酬は各区独自の判断で議論をして、額を決めている。新宿区はここ数年、毎年改定を行っているが、区によっては、数年行わずいっぺんに行うところもある。

(内田委員) 議員だけ良いと区民から批判がある。ただし、他区の状況をみると、新宿区はそれほど高い方ではない。

(宮嶋委員) 23区でも区によって事情は違う。他区では区長の給料に地域手当がないところもある。

(総務課長) 国家公務員は転勤等があり、地域によって物価が違うので、地域手当を設けている。区では国の給与に制約を受けることもあり、地域手当を設けている。一般職は18%であり、特別職は議論をしていただき、13%となっている。ただし、地域手当の分本給は下がっている。千代田区は地域手当が0となっているが、その分本給にはねかえっており、本給が高いと退職金が高ってしまう。地域手当は退職金にはねかえられないので、退職金はその分低くなる。

(大室委員) 議員の報酬などは、我々の感覚からいうと、もらっていると思う。

(内田委員) 立場によって色々な意見がある。

(そめたに委員) 23区の中ではおおむね平均的なところにいる。平均的なところにいればいいわけではないが、そういったことも含めて審議会で議論する必要がある。

(濱田会長) 職員組合はいくつかあるのか。

(総務課長) 清掃は別だが、一般職は一括して行っている。

(濱田会長) 清掃は別に交渉をしているのか。

(総務課長) 別に行っている。

(宮嶋委員) 新宿区は色々がんばっており、下げなくてもいいと思うが、一般的な庶民の考えからみれば、事務局案のとおり下げることが良いのではないか。

(大熊委員) 毎年、少しずつ下がっているので、もらっている人は大変だと思うが、案のとおりで良いのではないか。

(濱田会長) 人事委員会の勧告は民間とのかねあいを考え、一般職とのかねあいで特別職も出すということで、一般職と同様に下げるとは、直接ではないが民間とのか

ねあいも出てくる。今までの歴史的な経緯からみると、このような下げ幅での変更で良いのではないか。何かあるときは大きく変わると思う。過去の財政非常事態宣言の時、何か行いましたか。

(総務課長) 一定期間、財政がきびしい時に特例条例によって下げた。新宿区では平成10年から17年まで特例条例によって月額を減額した。

(濱田会長) 積立金は減っているが、全体的にみると健全性は保たれている。また、かつてのような財政非常事態宣言のような状況もない。

議論をいただきましたが、原案についていかがか。

(一同) 異議なし。

※休憩再開後

(濱田会長) 事務局に答申案文の朗読を求める。

(総務課長) 一答申案文朗読一

(濱田会長) 答申案文について、質問や意見はあるか。

(一同) 異議なし

(濱田会長) では、この答申案文の内容で答申する。以上で、本日の議事を終了する。区長からあった諮問に対する答申は、後で審議会を代表して区長に渡す。これで審議会は閉会する。本日はありがとうございました。

6 閉会